

健生食輸発0617第1号
令和7年6月17日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(フィリピン産バナナのシペルメトリン及びオランダ産いちごのブピリメート)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和7年6月11日付け健生食輸発0611第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、フィリピン産バナナ及びオランダ産いちごについてのモニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別表第2から削除
 - ・フィリピン産バナナ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のシペルメトリン
2. 別表第3から削除
 - ・オランダ産いちご及びその加工品(簡易な加工に限る。)のブピリメート(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「BE FRESH PRODUCE B. V.」であるものに限る。)